フランス国際私法の法典化と現代化

笠 原 俊 宏

前書き

その者によりフランスにおいてフランス人と締結された債務の履行につき、フランスの裁判所へ召喚されることがで た、裁判管轄規定として、その第一編第一章第一四条が、「外国人は、フランスに居住していないときであっても、 項が、「人の身分及び能力に関する法律は、フランス人が外国に在っても、その者を規律する。」と規定しており、ま 第一項が、「警察及び安寧に関する法律は、フランス領域内に居住する全ての者を拘束する。」と規定し、第二項が、 日施行のフランス民法典中の三箇条の国際私法規定であろう。まず、法律抵触規定として、その序章第三条において、 「不動産は、外国人によって所有されたものであっても、フランス法に依って規律される。」と規定し、そして、第三 近代国際私法の法源として、最も大きな影響力を有していたのは、 ナポレオン法典と呼ばれる一八○四年三月二一

であったと見られているが、フランス民法典中の前記諸規定も、今では、古典的とも形容されうる存在となりながであったと見られているが、フランス民法典中の前記諸規定も、今では、古典的とも形容されうる存在となりなが 広範な領域において施行されている。大陸法系圏を見る限り、ポルトガル、スイス、ドイツ、更には、イタリア等の 比較的近時の国際私法立法は、 となっているに止まらず、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ等の近隣諸国の国際私法に影響を与えていたばかり 定している (一八○三年三月一八日公布)。これらの化石化しているとも言える諸規定は、フランス国際私法の一 締結された債務につき、 れることができる。」と規定し(一八〇三年三月一五日公布)、第一五条が、「フランス人は、 なお、破棄院判決に支えられて、現役としての役目を果たし続けている。⁽³⁾ フランスの旧植民地であったアフリカ諸国の独立後における国際私法の法源としても、不可侵の存在のごとく、 その者は、その者により外国においてフランス人に対して締結された債務につき、 外国人と締結されたものであっても、 欧州を含め、 世界の国々の国際私法の法典化ないし改正において、影響を与える存在 フランスの裁判所へ召喚されることができる。」と規 その者により外国にお フランスの裁判所へ召喚さ 一般原則 いて

の知的 論攷から多くを学ぶとともに、 の動向を伝えているラーベル外国私法・国際私法雑誌 ているとは言い難い。 フランス国際私法の法典化ないし精緻化は、 その一方、 また、そのような意味における現代化された法典の制定が顕著な動向となっていたが、それにもかかわらず、(4) な遭遇の機会を与えてくれたフランス国際私法雑誌 欧州を中心として、諸国国際私法が、早くは一九六〇年代後半頃から、国際私法の柔軟化に向けて改正 わが国際私法の改革にも大きな影響を与えてきたドイツ国際私法の高度な学問的水準及び実務 フランス国際私法もまた、 成文法を見る限り、 (RabelsZ)ドイツ国際私法とは異なる学風を醸している西欧法文化と (Revue critique de droit international privé) (他の西欧諸国のそれに比して、さして顕著に進捗し や国際私法実務雑誌 (IPRax)等に見られる緻密な クリュ ーネ

応答は、 るフランス国際私法委員会(le Comité français de droit international privé)の大会における毎年四回の闊達な報告と質疑 う点において大役を果たしていることに異論はないであろう。また、裁判官、 (Clunet)フランスにおける国際私法に対する熱気をそのまま極東の国へも伝えてきた。 国際比較法雑誌(Revue international de droit comparé)等を通じて、 やはり、 研究者、 長年に亘り、 実務法曹の三者が一堂に会す 学問的啓発とい

日的意義におけるフランス国際私法の特質ないし国際私法学における位置付けを改めて確認するための小さな機会と もしたい。これをもって、 交えながら検証するとともに、それが目指している将来の方向を垣間見ることが目的とされている。それにより、 ランス国際私法がその法典化のために歩んできた道を辿り、 小稿においては、フランス国際私法の法典化に関連する幾つかの文献から得られる知識や情報を拠り所として、フ 拙いながら、 中村進教授退職記念号に寄せる論攷とさせていただきたい。 また、 時々におけるその作業の成果について、 拙稿をも

一 法典化の前駆的過程

(1) 総説

れた内容を有する国際私法典の完成であるが、 なわち、 るように三つに分けられ、 フランス国際私法の法典化のための作業を振り返ってみると、そのための努力が払われた期間は、 早期において目指されたのは、 それぞれの期間において、 諸国における国際私法の法典化と同様に、国内法としての包括的で現代化さ その努力は挫折しており、 目標とされた国際私法典が異なっていることが看取される。 その結果による産物として、僅かに、 概ね、 次に述べ 時機

くに、 しようとする形勢であることは否定できない。 への傾倒である。 を得ない幾つかの立法が実現されるに止まっている。その後における動向として認識されるのは、 局地的ながら、 国際私法の統一を掲げて勢力を拡大したハーグ国際私法条約の台頭であり、そして、より近時においては、 フランス国際私法の法典化におけるそのような変容の素地となっているのは、 欧州連合 (EU) 圏の結束と拡大を背景とした欧州議会及び理事会規則を信頼し、 まず、 国際的な国際私法 第二次世界大 それに依存

れらに独自の国際私法の法典化に勤しんでいるのは、正にその証左であると言えるであろう。⑺ 規律を想定しているのに対して、欧州連合条約は、 成果として知られているのが、以下に言及するニボワイエ(Jean Paulin Niboyet)、 法典化作業の当初、 ンス以外の欧州連合加盟国においても、 のような法律関係について、 されようとも、 欧州圏内に関わる法律関係についてのみ、 しかし、元来、 (Jean Foyer) 欧州連合圏外の国々との当該圏外における渉外私法関係の規律とは次元を異にしている。 諸国における国内法としての国際私法が、広く、諸外国や領域との関わりにおける渉外私法関係 念頭に置かれていたのは、 がそれぞれ中心となって起草された三つのフランス国際私法草案である 別途、それぞれの独自の国際私法を置かなければならないという二元的な認識は、 払拭されていないように見られる。 その規律の対象とするものであるから、欧州連合条約の内容が如何に充実 統一された国内立法としての国際私法典であった。 相当な影響力や拘束力を有するとは言っても、 近時に至っても、 バチフォル 欧州連合加盟諸国 フランスにおいても、 (Henri Batiffol) そのための作業の 欧州連合加盟国 従って、そ フォ フラ [がそ

2 二ボワイエ予備草案(一九五三年)

ニボワイエ教授の主導のもと、 民法典改正委員会(la Commission de réforme du code civil) により一九四八年

草案の挫折は、

(3) バチフォル予備草案 (一九五九年)

ことがなかったため、広く論議の対象とされる機会を逸したことにあると解説している(ユク みをもって構成されていた。 わって、 地位に関する一箇条、 その一つは 改正草案とは別個に論じられたために、 ンス国際私法の法典化としての成功を収めることはなかった。 新性については、 の立場から、 係及び養子縁組にまで及んでいるように見られる。 のみならず、 通住所地法、 七日の破棄院第一民事部判決、すなわち、リヴィエール判決(l'arrêt Rivière)によって採用された共通本国法、 次 フランス国際私法における分割主義ないし二元主義に反する立場である。 明文規定による予測可能性に対して懐疑的なバチフォル教授の信念が反映されていたと言われており、 の国際私法草案となるバチフォル草案は、 破棄院判例によって形成された抵触規則が成文化されていた点である。 不動産、 夫婦財産制の準拠法選定についても、 法廷地法の段階的適用という共通属人法を軸とする革新的な規則は、夫婦の身分関係及び離婚について 詳細な各個規定よりも、 そのバランスの良さとも相俟って高く評価されているところであるが、 法律抵触規則に関する一〇箇条、 動産を区分することなく、被相続人の最後の住所地法に依らしめるというものであった。 いま一つの特徴は、 一般原則規定に力が注がれ、 法典化の波に乗れなかったこと、 ニボワイエ草案との比較において、二つの点に関して異なってい 一方主義及び国家主義に則った規定が完全に排除され、 また、 従来の規則を一変させるものであった。その影響は、 管轄抵触規則に関する一〇箇条を内容とする僅か二一箇条の バチフォル草案の革新的な規則は、 その挫折の理由について、 極めて簡潔にまとめられていた点である。 そして、 このようなバチフォル草案における革 とりわけ、著名な一九五三年四月 一九七〇年に至るまで公表される 結局、 ラガル 相続に関し、 ド教授は、 同草案もまた、 嫡出親子関 それに代 外国 統 民法典の それに フラ 主義 共

(4) フォワイエ予備草案 (一九六七年)

を掲げる論者を集めた委員会なども立ち上げている。 典改正委員会によって発表されたものである。 かったと分析されているが、 論考におい なったのは、 復帰していたが、 相続に関しても、 各個法律関係の準拠法については、基本的に、破棄院判例によって確立された双方主義に基づく抵触規則を規定し、 定を除き、基本的にバチフォル草案を踏襲したが、公序、反致、外国法の適用に関する総則規定を置いており、 と区別したため、 よって構成されていた。これは、一九五八年一○月四日の憲法が、民事手続法に関し、 箇条をもって構成されるものであった。その内容は、 そして、三番目となる草案は、 かし、 オ ワイエ自身により、 て論及するに至ってのことであると言われている。 漸く、 フォワイエ草案もまた、 管轄抵触規定が国際私法から除外されることになったからである。 成年、 夫婦財産制については、 不動産相続についての不動産所在地法、 アメリカのフォン・メーレン (Von Mehren) とナーデルマン (Nadelmann) 後見等の改革を実行しており、 また、それとともに、 連結規則の法典化が、 一九六七年に、 陽の目を見ることはなく、 バチフォル草案において提唱された夫婦の共通本国法主義が踏襲されてい フォワイエは、 当時の法務大臣であるジャン・フォワイエの主導のもと、 政治家であったフォワイエが国民議会法務委員会議長として影響 法務省の後継者において、 改正草案は、 外国人の地位に関する一箇条の他は、 新たなフランス国際私法改正草案の起草のために、 動産相続についての被相続人の住所地法という分割主義に 精力的に民法典の改正に取り組み、 フォワイエ草案が成功を収めなかった理 第四部 その存在がフランスにおいて公表されるように 「国際私法における準拠法」として、三七 自分が抱いたと同様の関心が得られな フォワイエ草案は、 それを規則として厳格に法律 が、 全て、 同国におけるその 夫婦財産 法律抵触規定に 管轄抵 前出民法 国際主義 について また、

るということが指摘されている。(豆) その個人的な考え方が、ニボワイエ教授流の熱心な一方主義の原理へと変化して行ったことが原因であ

(5) 法典化作業の総括

端から、 私法問題の解決において、不便が感じられていなかったからである。いみじくも、一方主義の代表者であるフランセ(ミョ) と符号していると言うことができる。 り返された断片的な国際私法の改正、 面的な改正ないし法典化が実現しないフランス国際私法にとっての進むべき道は、部分的な改正に甘んじるか、 合であると明言している。その意味において、バチフォル草案及びフォワイエ草案は、(空) の支持者においてさえ、未練として残っている。」と述べて、法典化が成功へ到達できるのは、過去と断絶される場 スカキス(P. Francescakis)は、「明らかに進展する事項においても、 たということに尽きるようである。それが必要とされなかった理由は、破棄院判決における判断により、 て率直に言えば、フランスにおいては、国際私法の法典化が、その専門家によって必要であると感じられていなかっ フランス国外から国内へ伝播されるということの不自然さは、 前記国際私法草案が繰り返して挫折したこと、及び、それらの起草が完成された後、 国際的な法典化に寄り添って歩みを進めるほかはなかった。確かに、国際的な法典化に寄り添って歩みを進めるほかはなかった。確かに、 それを変更する必要はないので、改正に向けた熱狂を掻き立てるはずもなく、フランスにおける国際私法の 改正を達成したドイツやイタリアのそれと全く異なっていた。ラガルド教授の指摘するところによれば、 及び、 ハーグ国際私法条約や欧州連合条約への傾倒は、 いかにしても不可解である。しかし、その理由につい 判例を信頼すべきであるという感情が、 フランスにおいて一九六○年代後半から繰 それらの草案に関する情報 破棄院判決の敷衍に過ぎず、 教授が指摘したところ 一切の渉外 法典化

(1) 総説

うことである。 助に関する法律、 議会におけるそれらの成立に過程において、 わかに捲き起こった激しい論争の矛先は、それらの新法が、法務大臣ジャン・フォワイエの単独起草であり、そして、 応する範囲において抵触規定も制定するという方法が採られるようになり、以下において触れるような民法典中の親 の発効の時期とも前後して、場当たり的な立法もそれに助けられ、 の海上傭船契約に関する法律を皮切りに、一九六七年一月三日の船舶抵当に関する法律、同年七月七日の海難及び救 次に着手したのは、 一者については、 方的抵触規定が補充された。折しも、一九八○年六月一九日の「契約債務の準拠法に関するEC条約」(ロ−マ条約) 双方主義に則った包括的な国際私法の法典化が実現しないまま、 その後も、一九七〇年代に入って、断続的な立法化の傾向は維持され、実質法規定の改正の機会に、それに対 離婚、養子縁組、 一九六九年一月三日の海上運送商品の委託に関する法律において、フランス法の適用範囲を画する 先に不発に終わった一九六七年のフォワイエ草案が影を落としていることが指摘されているが、 個別の法律関係に関し、 婚姻等、人の身分に関する重要な法律関係にも及んでいる。これらの改正のうち、 国際私法の専門家による十分な討議がなされないまま成立しているとい 断片的な抵触規定をもって補完することである。一九六六年六月一八日 偶々、立法化の時機を得た結果となっている。し 国際私法の改革に立ち遅れたフランス国際私法が 特に前

(2) 親子関係

子関係又は母子関係の任意認知の申立ては有効とされる(第三一一条の一七)。 則として、子の出生当時の母の本国法に依るか、 ル判決の規則と同様、双方化されて解釈されるものと考えられる。また、申立人又は子の本国法に従ってなされた父 有の効力を生じる(第三一一条の一五)。この規定も一方的抵触規定であるが、民法典第三条第一項や前出リヴィエー 一四)。但し、子と父母の一方又は双方がフランスに共通常居所を有するときは、フランス法に依り、一切の身分占 一九七二年一月三日の法律第七二―三号により、 または、母が知れないときは、子の本国法に依る(第三一一条の 親子関係に関する諸規定が民法典に追加された。親子関係は、原

(3 離婚

当に広範な法からの選択が可能である制限的当事者自治が認められている。(②) 二○一○年一二月二○日の離婚及び別居に関するローマⅡ規則 フランス法の適用の優先は損なわれていない。因みに、離婚に関する第三○九条は、二○一二年六月二一日から、⁽³⁾ ているように解釈されるが、前二者の場合には、当然にフランス法が適用されるべきこととなるから、全体としての 三一○条、現行第三○九条)、一九七六年一月一日から施行された。当該規定は、⑴夫婦の双方がフランス人であると 又は、 フランス法が適用されることを規定している。最後の規定に依れば、フランス法の適用が外国抵触規則に従属し 九七五年七月一一日の法律第七五―六一七号には、離婚に関する一方的抵触規定が民法典に加えられ ⅱ夫婦がフランスに共通住所を有するとき、又は、ⅲ他の法がその管轄(立法管轄)を主張しないときに (No 1259/2010) 第五条にとって代わられており、 (当時第 相

(4) 夫婦財産

2016/1103) により取って代わられている。 釈問題を惹起する結果となった。なお、二〇一九年に、同ハーグ条約は、二〇一六年六月二四日の欧州連合規則 準拠法に関するハーグ条約の加盟国であったが、一九九七年一○月二八日の法律第九七─九八七号に依り、 一三九七条の一ないし第一三九七条の六の諸規定が追加されたため、ハーグ条約との適用関係において、 夫婦財産に関しては、 フランスは、オランダ及びルクセンブルグとともに、 一九七八年三月一四日の夫婦財産 幾つか 民法典第 の解 制

(5) 養子縁組

フガード条項)が規定されている。 の場合においても、 の本国法の下に認められていない場合には、養子とされることができないこと、及び、 て規律され、また、 には、養親子関係に関する規定は置かれていなかったからである。養子縁組の要件については、養親の本国法に依 親子関係に関する一九七二年の法律により民法典に新設された諸規定(民法典第三一一の一四ないし第三一一条の一八) (第三七○条の四)。 養子縁組に関しては、二〇〇一年二月六日の法律第二〇〇一―一一一号に依り、 ii)未成年の外国人は、その者がフランスにおいて出生し、 (i養子縁組がそれぞれの配偶者の本国法の下に認められていない場合には、夫婦は養子をすることができな 外国において認められた養子縁組は、 養親が夫婦である場合には、その婚姻の効力の準拠法に依る(第三七○条の三)。但し、 養子縁組に対する子の法定代理人の同意が必要であること、すなわち、 フランスにおいて認められた養子縁組の効力は、フランス法に依って規律される フランスにおいて、フランス法の下に完全な効力を有する かつ、常居所を有していない限り、 民法典中に抵触規定が新設された。 iii準拠法にかかわらず、 いわゆる保護条項 養子縁組 同条にお (セー 何れ

(第三七○条の五)。

(6) 登録パートナーシップ

2016/1104) に依って規律されている。 典に導入されていたが、その後、 パートナー間の財産関係については、二○一九年一月二九日以後、二○一六年六月二四日の欧州連合規則 の合意は有効とされることとなる。 に従うことを規定している。この規定に依れば、登録パートナーの属人法がそのような制度を知らなくとも、 成立条件及び効力、並びに、その解消の原因及び効力について、その手続きを行う官庁が所属する国家の実質法規定 (pacte civil de solidarité) 一二日の法律第九九―九四四号に依り、民法典第五一五条の七の一に追加された。同条は、 フランスにおける登録パートナーシップに関する立法としては、パクス(PACS)、すなわち、民事連帯契約 と呼ばれる生活共同体の制度が、一九九九年一一月五日の法律第九九―九四四号に依り民法 渉外的な場合のための登録パートナーシップに関する抵触規定が二○○九年五月 その意味において、同条は非常に自由主義であると評されている。 登録パートナーシップの なお、 登録

(7) 婚姻

よって認められれば成立するとする選択的連結の規則によって保護されている(同条第二項)。また、方式は、 破棄院判決によって形成された規則を踏襲したものである。 また、同法律は、 (民法典第二〇二条の一第一項)、 二〇一三年五月一七日の法律第二〇一三―四〇四号に依り、 民法典中に、 同性婚については、 婚姻の実質的成立要件及び方式に関する法律抵触規則を明文化している。その内容は 当事者の一方の属人法か、または、 すなわち、実質的要件は、 フランスにおいても、 同性婚が認められるに至った。 住所地法若しくは居所地法に 婚姻当事者の本国法に依り 婚姻挙

行地法に依る(同第二〇二条の二)。 通住所地法、それもなければ、 ル判決によって創設された共通属人法の段階的連結の規則に従い、 法廷地法としてのフランス法が適用されることとなる。(32) 婚姻の効力については、明文による抵触規定が置かれていないため、 夫婦の共通本国法、 それがなければ、 前 茁 その共 ..リヴィ

(8) 協議離婚

ようになっている。 ⁽³³⁾ 判外における離婚、 む夫婦にとっては、 されることとなるが、 り離婚判決が下されるという手続きに従うことになるのに対して、新法は、弁護士や公証人の関与の下であるが、 よる離婚 二〇一六年一一月一八日の法律第二〇一六―一五四七号に依り、二〇一七年一月一日から、 裁判離婚主義の下においては、当事者による合意も離婚原因の一つに過ぎず、それを根拠として、 (協議離婚) すなわち、私的離婚の成立を可能としている。法律抵触規定としては、 フランス法を選択することにより、 の制度が採用され、それに関連して、民法典二二九条の一ないし第二二九条の四の 同規則に従えば、 当事者による法選択の範囲が広く認められている結果、明らかに、 私的離婚に対して敵対的な外国法からの避難場所が得られる 前出ローマⅡ規則が適用 裁判外における合意に 裁判所によ 規定が置 離婚を望 裁 か

(9) 混乱の総括

ろである。実際に、 触規定の部分的な制定を繰り返して行うことが、一貫性の欠如や矛盾する解決の危険を伴うことは、 な影響力を与え得る地位にあったジャン・フォワイエ自身によっても吐露されており、早くから懸念されてきたとこ フランス国際私法の現代化において、その体系的な法典化よりも、時々の実質法規定の改正に対応する個別的な抵 一九七二年の親子関係の抵触規定と一九七五年のそれとの比較においても、同じく人の身分関係 立法化に直接的

864/2007)に依り、 月一七日のローマI規則(No 593/2008)に依り、 典第四二条ないし第四八条及び第一○七○条が裁判管轄権について規定している。このように、フランス国際私法の典第四二条ないし第四八条及び第一○七○条が裁判管轄権について規定している。このように、フランス国際私法の 法典第一八三七条、消滅時効については同第二二二一条に規定されている。また、(4) についても、民法典第三条第二項を基礎として、破棄院判決により、抵触規則が確立されている。会社については民 問題もさることながら、 に関する事項でありながら、それらの規則が立脚する基本的姿勢は大きく異なっている。そのような方法論におけるに関する事項でありながら、それらの規則が立脚する基本的姿勢は大きく異なっている。そのような方法論における 過去の経験を踏まえて言えば、 しては、 る国際条約の締結が加速した結果、 法源を俯瞰すれば、 立法が投入されたことにより、 みに同条を双方主義に基づく法律抵触規則として構成して運用されていたにもかかわらず、そこへ一方主義に基づく 貫性の破綻を増幅させた点である。換言すれば、破棄院判決が主体となり、民法典第三条を基本規定として、 しかしながら、 新たな国際的法源と従来からの国内実定法との適用関係をいかに調整するかということであろう。 相続については、二〇一二年七月四日の相続規則(No 650/2012)に依って規律されている、⁽³⁾ 断片的な国内立法の整備に注力している間に、 単一の包括的な国際私法典の制定が実現されていないとはいえ、契約については、二○○八年六 更に深刻な点は、 やはり、 抵触法体系の均衡が損われてしまったという批判的な見解が見られることは否めな それは、 破棄院判決が従来通りその重要な役目を担い、 部分的な立法化における一方的抵触規定の採用が、 ほぼ充足されているようにも見られる。 契約外債務については、二○○七年七月一一日のローマⅡ規則 ハーグ国際私法会議や欧州連合等の国際機関によ 手続規定については、民事訴訟法 今後において予想される課題と 解決していくであろうことは フランス国際私法体系 しかし、 物権

推察するに難くない。

(1) 総説

際条約は とか、或いは、具体的に、何れかの特定の条約に従うことを端的に明記した立法例が、 律とその圏外との関連における法律関係の規律のための二つの国際私法が必要とされるという意味における国際私法 取れた立法とはなっていない。そのため、 加する傾向が見られる。そのような立法は、一見する限り、広範な渉外私法関係を規律の対象とした包括的で均衡の細する傾向が見られる。そのような立法は、一見する限り、広範な渉外私法関係を規律の対象とした包括的で均衡の 化という一般的傾向に反して、その規律事項の減少ないし規律範囲の縮減を指摘することができるであろう。 を明らかにする特別な明文規定は存在しないが、一九五八年一○月四日の憲法第五五条により、 た包括的な国際私法典が存在しないため、 の二元性は崩れかけようとしている。 国内立法において重ねて規定することはせず、規定されるのは、それらの国際条約が規定していない事項に限定する フランスにおいて拘束力を有する主要な国際条約を掲げて、 |内的に拘束力を有する欧州連合条約やハーグ国際私法条約が存在する場合には、それが規定する事項について、 諸国国際私法の立法例、 国内法に優位し、 しかも、 特に、 フランス国際私法の場合には、長きに亘り判例や学説に支えられて、 内国法となってフランス国際私法の一翼を担っている。 ⁽⁴⁾ 欧州連合加盟国のそれにおいて見られる特徴の一つとして、 欧州連合諸国に見られてきたように、欧州連合圏内における法律関係の規 個別の事項ないし法律関係について拘束力を有する国際条約の優先的適用 フランス国際私法の国際的法源の概観を明らかにし 欧州を中心として、 以下においては 旦 抵触規定の精緻 批准された国 益々、 統合され 現 増

(2) ハーグ国際私法条約

同日 護及び協力に関する条約」、 事に関する外国における証拠の収集に関する条約」、一九七一年五月四日の「交通事故の準拠法に関する条約」、 する法律の抵触に関する条約」、同日の「外国公文書の認証を不要とする条約」、一九六五年一一月一五日の に関する条約」、一九五八年四月一五日の「子に対する扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約」、 執行及び協力に関する条約」、二○○○年一月一三日の「成年者の国際的保護に関する条約」、二○○七年一一月二三 る条約」、同日の は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達に関する条約」、一九七○年三月一八日の「民事及び商 訟手続に関する条約」、一九五五年六月一五日の なるハーグ国際私法条約であり、それらとして、次に掲げるものがある。すなわち、一九五四年三月一日の 外国会社、 九六一年一〇月五日の「未成年者の保護に関する官庁の権限及び準拠法に関する条約」、 九七三年一〇月二日の フランスが現在に至るまで批准ないし署名している国際条約として最も多いものは、 0) 同日の 「扶養義務の準拠法に関する議定書」等がある。近時、 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」、一九九三年五月二九日の 社団及び財団の法人格の承認に関する条約」、一九五六年一〇月二四日の「子に対する扶養義務の準拠法 「代理の準拠法に関する条約」、一九八〇年一〇月二五日の 「製造物責任の準拠法に関する条約」、一九七八年三月一四日の「夫婦財産制の準拠法に関する条 「扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約」、 九九六年一〇月一九日の 「物品の国際売買の準拠法に関する条約」、一九五六年六月一 「親責任及び子の保護措置についての管轄権、 英国が欧州連合を脱退したことにより、フランスにとっ 「裁判への国際的アクセスに関する条約」、 同日の 「国際養子縁組に関する子の保 ハーグ国際私法会議 「扶養義務の準拠法に関す 同日の 「遺言の方式に関 準拠法、 が母 「民事又 「民事訴 日

とが指摘されている。 ても、一九九六年の子の保護条約を始め、 特に家族関係を規律するハーグ国際私法条約がその重要性を増しているこ

(3) 国際連合条約

売買契約に関する国連条約」(CISG)がある。 低年齢及び登録に関する条約」がある。 年六月二○日の「扶養料の外国における取立てに関する条約」、及び。一九六二年一二月一○日の 月一〇日の 国際連合が主体となる条約で、 「外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約」、及び、一九八○年四月一一日の フランスが締結しているものも少なくない。まず、 国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)条約として、一九五八年六 家族関係については、 「婚姻の同意、 国際物品 九五六

4 私法統一国際協会条約

日の の法源となっている。それとして、例えば、一九八八年五月二八日の「国際ファイナンス・リース条約」、及び、 口 フランスは、 「国際ファクタリング・オタワ条約」等がある。 すなわち、 国際商事契約原則(Principles of International Commercial Contracts)の作成主体として知られるユニド 私法統一国際協会(UNIDROIT)に加盟しており、 それが起草した条約も、 フランス国際私法 同

(5) 局地的条約

(Commission internationale de l'état civil) 局 のローマⅠ規則 的 な 規 模の 玉 |際条約として、 口 ーマⅡ規則、 を主体とする条約がある。 口 欧州議会及び理事会、 ーマⅢ規則、 夫婦財産制規則、 欧州評 まず、 議会 登録パートナーシップ規則 欧州議会及び理事会との関連において言えば、 (Conseil de l'Europe) 玉 相続規則の 際 戸籍 委員会

二○一九年六月二五日のブリュッセルⅡ ter 規則(No 2019/1111)に依って改正されて現在に至っている。 鮾 年三月一日からは、二○○三年一一月二七日のブリュッセルⅡ bis 規則(No 2201/2003) 年五月二九日、 ブリユッセルI bis 規則 する二○○○年一二月二三日のブリュッセルⅠ規則 (No 44/2001)、それが改正され、二○一五年一月一○に発効した 1896/2006)、民事及び商事の裁判管轄権及び判決の承認に関する一九六八年九月二七日のブリュッセル条約を基礎と にも、二〇〇八年一二月一八日の扶養義務規則 ブリュッセルⅡ規則(No 1347/2000)に転換されて婚姻事件の裁判管轄権について規律し、二○○五 (No 1215/2012)、また、一九九八年五月二八に採択されたブリュッセルⅡ条約が、二○○○ (No 4/2009)、二〇〇六年一二月一二日 がそれに代わり、 の弁済不能 規則

条約がある。 (51) 署名しているものとして、二〇〇〇年三月一日に発効した「国籍に関する条約」等、 おり、 び基本的自由の保護に関する欧州条約」)の発効は、 する条約」及び一九八○年五月二○日の「子の監護に関する裁判の承認及び執行に関する条約」を批准しているほか. □○○余りの条約を作成しているが、それらの条約のうち、フランスは、一九六八年六月七日の 次に、欧州評議会条約についてであるが、それが作成した一九五〇年一一月四日のいわゆる欧州人権条約 フランス法上の公序についても、破棄院判決によりしばしば定義されている。また、(5) 人権に関する欧州公序の確定において国際私法と間接的に関連して 国際私法とも直接的に関連する 国際戸籍委員会は 「外国法の照会に関 (「人権及

(三二国間条約

数多くの国々との間には二 判決の承認及び執行、 国際的な子の奪取の場合における司法共助等、 三国間条約が締結されている。但し、 現在、 欧州連合加盟諸国との間における民事及び商事 規律事項の範囲は多様であるが、 フランスと

モンテネグロとの間においてのみ効力を有する一九七一年五月一八日のフランス・ユーゴスラヴィア間条約、そして、 極めて少数である。フランス人にその属人法の適用を認めていた旧植民地との間におけるものを除けば、 続しているのは、 に関する判決の承認及び執行に関する二国間条約は、欧州連合規則に取って代わられており、二国間条約が有効に存 九八一年八月一〇日フランス・モロッコ間条約がある。(53) 九六七年四月五日のフランス・ポーランド間条約、 アフリカ、 中南米、 アジアの国々との間においてである。一方、法律抵触の分野の一 現在では、 スロベニア、ボスニアヘルツェゴビナ、 国間 セルビア、 僅かに、 条約は

五 フランス国際私法の現代化

(1) 総説

た状態が長く続いている。そして、 味しており、さらに、 正によって促進されることに異論はないであろう。換言すれば、国際私法の法典化はその現代化を実現することを意 ための柔軟化であることも、 おいて、 形式におい かつての植民地であった国々においても、 包括的であるにせよ、断片的であるにせよ、いずれにしても、 て、 独立した国際私法典であるにせよ、 国際私法の現代化が意味するのが、その規則のより一層の精緻化ないし具体的妥当性の確保の 近時の数多くの立法例が証明しているところである。 諸国における国際私法の改革に接して、フランス国際私法も早急な法典化が必要 国際私法の法典化ないし現代化が進展する中にあって、 民法典中に置かれた国際私法規定であるにせよ、また、 国際私法の現代化は、その法典化もしくは改 フランスの場合、 その近隣諸国を 取り残され 内容に

であることは、それに関する知識と関心を有する者の間における共通の認識となっている。(55)

当事者や両性の平等を反映した共通法を優先する規則をもって整序されていること、♡当事者意思の尊重を理念とし 係法の適用が規定されていること等が、現代国際私法の概括的な到達点である。果たして、ここに列挙したような国係法の適用が規定されていること等が、現代国際私法の概括的な到達点である。果たして、ここに列挙したような国 配のもとに、当事者や法律関係に最も密接な関係を有する(地の)法に優位が与えられ、 利益の保護等、 代を反映して、双方的抵触規定の形式をもって規定されていること、 際私法の現代化の尺度をもって、 み合わせた多元的連結の規則によって構成されていること、そして、 まとめられていることのほか、 な事項を規律するための数々の抵触規定が網羅的に単一の法典に統合されているか、 それでは、近時の諸国立法例における改革には、 当事者による法選択 以下のような幾つかの点をそれとして指摘することができるように思われる。 実質法上の利益を考慮した抵触規定の採用が増加していること、そして、 (当事者自治) を定める規定が多く導入されていること、 ii)それに含まれる抵触規定の多くが、 現在のフランス国際私法を眺めてみた場合、 どのような特徴が見られるか。 内容的には、 (三単一的連結の規則よりも、 国際私法における国際主義もしくは国際化の時 それにおける現代化をどのように評価 wi特定の法律関係の成立や当事者 卑見に基づいて、それらを整理す w国際私法上の利益を考慮して、 まず、外観から言えば、 または、 時には、 受量密接関連性の原則の支 民法典や家族法典中に 端的に、 複数の連結点を組 最密接関 (i) 広範

2.フランス国際私法の現代化に関する評価

することができるであろうか

分的には、 フランスにおいては、 幾つかの法律関係に関して改正の手が加えられており、 大きなまとまった改革は断行されることはなく、 また、 数多くの条約が締結されて国内的効力を有 統合された国際私法典は存在しない

私法の法典化との関連において有する意義を探究してみることとしたい していることも事実である。そこで、それらの事情を踏まえて、 フランス国際私法における現代化の現状がその国際

法に普及している共通属人法を軸とした段階的連結の規則の基礎となって大きく貢献している。 ヴィエール判決において、 国法に依り 地法の段階的連結の規則の適用を表明し、 フランス法の適用についてのみ言及する一方的規定であるが、 フランスには、 (第三項)、 また、 現在も、一八〇四年の民法典第三条が重要な国際私法規定としての役割を果たしている。 本国法主義が支配していた時代を背景にして、当事者の共通本国法、 不動産はその所在地法に依る(第二項) ドイツのケーゲル(Gerhard Kegel)の連結階梯 双方化されて、 との解釈が確立している。 人の身分及び能力はその者の本 (はしご) として現代国際私 共通住 破棄院は、 所地 法 前出リ 法廷 同

ガード条項) の一四)、また、 しては、 わられて、 適用の優先を導くこととなる法廷地法の適用を制限している。同条は、 九七五年の離婚に関する第三一〇条(現行第三〇九条)は、 個別の立法に目を移せば、 養親の本国法主義を基本としながら、 ハーグ条約が前出欧州連合規則に取って代わられ、 制限的当事者自治が認められる一方、 が導入されている 双方化できる子と父母との共通常居所地法の優先的適用を規定している(第三一一条の一五)。 (第三七○条の五)。 一九七二年の親子関係に関する諸規定において、子の本国法を補充法とし (民法典第三一一の一四ないし第三一一条の一七)。 登録パートナーシップに関しては、前出二○○九年の法律 夫婦共同縁組における婚姻の効力の準拠法を援用し、 欧州連合圏外においては、 欧州諸国における規則に依拠している。 上記リヴィエール判決の規則を維持しながら、 その後、 今も効力を発揮している。 外国養子縁組は、 前出ローマⅢ規則第五条に取って代 フランスにおいて完 (民法典第五一五条の 保護条項 養子縁組 夫婦財産に関 (第三一一条 内国法の (セーフ に関し

当事者の一方の属人法又は住所地法若しくは居所地法への多元的連結によって保護している(同条第二項)。さらに、 七の一)により、 二〇一六年の法律に依り厳格な裁判離婚主義の束縛から解放され、 婚姻の効力については、 関する抵触規則は、 解放している。 二〇一三年の法律に依り、 (民法典第二〇二条の一)、 私的離婚の保護のための途が開かれている。 登録パート 手続官庁が所属する国家の実質法規定に従うことが規定され、当事者の属人法の制約から当事者を 破棄院判決によって形成された規則を踏襲したものであるが、それぞれ、 婚姻挙行地法 共通属人法の段階的連結の規則が確立している。そして、合意による離婚については、 同性婚が認められると同時に、民法典中に明文化された婚姻の実質的成立要件及び方式に ナー 間 の財産関係については、 (同第二〇二条の二第一項)の適用を規定しており、 前出二〇一六年の欧州連合規則に依 当事者による法選択を定める前出ローマⅡ規則に 特に、 婚姻当事者の本国法 同性婚については っている。 また、 前出

約の規則を受け継いだ前出ローマI規則に従い、また、不法行為についても、 続についても、 財産関係については、 目的物 所在地法の同則主義に拠っているが、これは、 前出欧州連合相続規則に従っている。 契約につき、 欧州連合圏内に限らず、 物権については、民法典第三条第二項をめぐる破棄院の立場に わが国の法の適用に関する通則法第一三条とも同 世界的な規模で影響力を有する一九八〇年のロ 前出ローマⅡ規則に従い、 さらに、 ーマ条 の立 相

でに概観した限りにおいても、 なっている。 このようにして、 すなわち、 フランス国際私法の実定抵触規則を通覧することにより、 フランス国際私法においては、 破棄院判決により法の欠缺が補充され、 (i)形式上、統合された国際私法典は編纂されてい 広範な法律関係のための実定法が整備されて 次のような幾つかのことが明 ない が、 5 かに す

おり、 れていないことである。(58) 等を顧慮し、 されておらず、 れていること、 実質的に、 また、 それに対して、 国際条約や欧州連合規則の支配を受ける部分を除いて、 国際私法の法典化が実現した場合とほぼ匹敵する状況が実現されていること、ミシ当事者や両性の平 法律関係ないし身分関係の成立の保護に配慮した段階的連結及び選択的連結の規則が汎く採用さ 国内立法には、 最密接関係法の適用 が規定さ

(3) 最密接関係法の功罪

に止まるものでしかないと考えることが、全く悲観的で根拠がないとも言えないであろう(®) 始めた時期である。 なわち、 際私法を有する諸国においては、それまでの法的安定性ないし予測可能性の確保を優先させた伝統的な抵触 連性の判断基準が明確にされない限り、 ような存在に過ぎず、 おいて、 な関係がある地の法」の適用をもたらし、 (principe de proximité) 法の適用に携わる者を煩わせ、 九六〇年代末から七〇年代は、 何れ 明確で硬直な抵触規則に代えて、柔軟な抵触規則に依り、 の地の法がそれに該当するかは、 国際私法におけるそのような立法改革は、 従って、それは、 による支配の下に、 また、 前出ケーゲル教授によって叫ばれた「国際私法の危機」 理念として輝かしい最密接関係地法が単に立法化における指針としての範疇 観念的には、 当事者における解決の予測性をも阻害する厄介な連結素である。 それらが随所に汎用されるに至っている。 諸国の立法例において、「最も密接な関係がある地の法」とか、 個別の事案ごとに異なり、 極めて合理的で理想的な好ましい基準でありながらも、 端的には、最密接関連性の原則ないし親近 具体的妥当性の確保に向けた立法改革に取り組み それを特定できない限り、 しかし、 の克服のため、 最密接関連性の判断に 絵に描 「より密接 大陸型国 規則 最密接関 実際に 0 た餅 原則 す 0)

始まっている。 諸国と同様の苦労を回避することができたことは、 拾うような困難な問題に直面していることに想到すれば、 私法を出し抜いて、 出ラガルド教授による欧州国際私法の起草からも窺い知ることができる。 かないであろう。 合規則への傾倒を深めているフランス国際私法が、いつまでも、対岸の火事をひとり傍観し続けるというわけにもい ンス国際私法にとって、皮肉にも、不幸中の幸いであったと言うことができるであろう。 もっとも、フランスにおいても、最密接関連性の原則の支配に従うことを厭わない気運が醸成していることは、前 最密接関係法の決定とその適用に振り回されて疲弊する日は、フランス国際私法においてもすでに 最密接関連性の原則を柱として新しい国際私法典を持つことになった諸国において、火中の栗を 完結した精緻な現代的国際私法典を持つことができなかったフラ 少なくとも、 国内立法を適用する限りにおいて、それらの しかし、実際には、 しかし、日増しに、 次々と、フランス国際 欧州連

六 後書き

れてきたナポレオン民法典第三条を継受して、 らかとなった現在、 欧州国際私法の策定が現実味をもって視野に入ってきて、 御本家が軽々しく態度を豹変させることも容易くできることではないという事情もあったかもしれない。そ 意味のないことであると、 フランス国際私法の法典化は、それによって統一された規則を盛り込むに過ぎず、今更(d'ores モネジェ (Françoise Monéger)教授によって喝破されている。二〇〇年も維持さ それを頑なに守り続けてきた近隣諸国や多くの旧植民地の国 国内国際私法がそれによって取って代わられることが明 々を差し

拾い読みすることが、最密接関係法の羅列に慣れた眼には、 て付けたようになって、 擁する破棄院の存在である。その存在のために、前記フランス国際私法委員会が果たした役割は大きい。 ように思われる。 れている最密接関係法に過度に依拠することの当否について、根本的に再検討すべき余地があることを示唆している ンス国際私法の法典化の挫折は、その副産物として、近時の諸国国際私法における主要な抵触規則として位置づけら にまとめるとか、フォワイエ草案が起案したように、民法典に国際私法規定のための第四部を追加することは、 の法典化が挫折したと言われることの真相かもしれない。それを支えてきたのは、 された法典化の必要性がそれほど痛感されなかったため、 れだけ、フランス民法典の存在は、今もなお、偉大であると称えることができるであろう。 民法典全体の風味を損ねることになっていたであろう。民法典中に散在する国際私法規定を その機会を逸したというのが、 極めて心地良く、また、新鮮な印象を与えている。 国際私法理論に精通した裁判官を フランスにおける国際私法 しかし、何よりも、 個の法典 フラ 取っ

 $\widehat{\underline{1}}$ 私法の法典化 年改正)、カメルーン民法典(一九六〇年、一九八一年改正)、ギニア民法典(一九八三年、二〇一九年改正)、 コートジボ また、 ワール民法典(一八〇四年、 (一九七四年、 (一八〇三年)については、それぞれ、拙編『国際私法立法総覧』(冨山房、 オランダ王国の立法のための総則に関する法律(一八二九年)、ベルギー民法典(一八○四年)、ルクセンブルグ民法典 アフリカ諸国に関しては、 一九八一年改正)、コモロ民法典(一九七五年、一九八七年改正)、ニジェール民法典(一八〇三年、二〇〇七 」戸籍時報七九七号八頁、七九八号二八頁、七九九号一七頁、八○○号一七頁、八○二号八頁、八○四号三一頁 一九六四年改正)、チャド民法典(一九五八年)等について、拙稿「アフリカ諸国における国際 例えば、ルワンダ民法典 (一九八八年)、マリ家族法典 (二〇一一年)、モーリシャス民法典 一九八九年)七八頁、三五三頁、四〇九頁参照

(以上、二〇二〇年)、八〇六号二四頁、八〇七号二四頁(以上、二〇二一年)参照

- (2) 例えば、ポルトガル民法典中の国際私法規定は、カーボ・ベルデ、ギニアビサウ、アンゴラ、モザンビーク、サントメプ 以下、拙稿「マカオの新国際私法(上)」戸籍時報五三八号(二〇〇二年)一三頁以下。 法の法典化」戸籍時報八○四号(二○二○年)三四頁以下、八○八号三○頁以下、八○九号一三頁以下、八一一号二一頁以下 リンシペ、東ティモール、マカオ等の国際私法において基本的に踏襲されている。拙稿・前掲「アフリカ諸国における国際私 (以上、二○二一年)、拙稿「東ティモール民法典(二○一一年)中の国際私法規定」戸籍時報七九三号(二○二○年)二○頁
- (3) ラガルド教授の言葉によれば、フランス民法典第三条の規定は、すでに骸骨化した存在となりながらも、破棄院判決や大 Syracuse journal of international law and commerce, Vol.25, No 1, 1998, p.2. 学者の支えにより、 更に延命し続けている。Paul Lagarde, Sur la non-codification du droit international privé français.
- 4 令第一三号、一九八二年七月一五日のユーゴスラヴィア法へと続いた。 から始まり、 欧州諸国における国際私法の改革のうねりは、まず、東欧諸国において、一九六三年一二月四日のチェコスロヴァキア法 一九六五年一一月一二日のポーランド法、一九七五年一二月五日の東ドイツ法、一九七九年のハンガリー法規命
- (5) 以下、Revue critique DIP として引用する。
- Φ) Lagarde, op. cit., p.2.
- (7) 恐らくは、一九六六年一一月二五日のポルトガル民法典の改正辺りを出発点として、最近の国際私法立法である二〇二〇 年六月一日のプエルトリコ国際私法(民法典第三○条ないし第六六条)に至る一連の国内法の法典化ないし改正の世界的傾向 欧州連合国際私法と別個の流れとなっている。
- 8 du droit international privé, Revue internationale de droit comparé, Vol.62, No 2, 2010, p.292. 参照 ニボワイエ草案の規定については、Revue critique DIP 1950, p.111 et suiv.; Benjamin Remy, Les codifications récentes
- ה) Lagarde, op. cit., p.4.
- バチフォル草案の規定については、Revue critique DIP 1970, p.832 et suiv.; Remy, op. cit., p.293. 参照。

- (\(\pi\)) Revue critique DIP 1953, p.412, note Batiffol.
- (2) Lagarde, op. cit., p.5.
- (13) Lagarde, op. cit., p.5 et suiv.
- (4) Lagarde, op. cit., p.6.
- <u>15</u> フォワイエ草案の規定内容については、Revue critique DIP 1970, p.835 et suiv.; Remy, op. cit., p.293. 参照
- 16 French draft of a law on private international law, American journal of comparative law 1970, p.614 et seq. and p.886. (548) Lagarde, op. cit., p.6. 因みに、フォワイエ草案に論及して、論議の発端となったのが、Von Mehren & Nadelmann, A
- (7) Lagarde, op. cit., p.6 et suiv.
- (28) Lagarde, op. cit., p.7.
- <u>19</u> Phocion Francescakis, Le surprenant article 310 nouveau du code civil sur le divorce international, Revue critique DIP
- <u>20</u> という事情もあったと見られる。Lagarde, op. cit., p.7. 参照 尚、ドイツやイタリアにおける国際私法の改正の背景には、 それが憲法に違反していて、それを改正しなければならない
- (21) Lagarde, op. cit., p.8.
- (2) Lagarde, op. cit., p.8 et suiv.
- 23 新規定をめぐる論議については、多喜寛「国際私法における婚外子(一)」国際法外交雑誌七四巻六号(一九七五年)
- 一一〇頁以下等参照。
- 国際私法における離婚の準拠法」法学新報八六巻七・八・九号(一九八〇年)二六三頁以下参照。 西賢「フランス民法第三一○条について」神戸法学雑誌二九巻二号(一九七九年)一三九頁以下、更に、拙稿「フランス
- ことができる。ただし、準拠法は、次に掲げる法の一つでなければならない。⑷夫婦が合意の締結時においてともに常居所を ローマⅢ規則第五条(当事者による準拠法選択)第一項は、「夫婦は、離婚及び法的別居の準拠法を指定する合意をする

規則による離婚および法的別居の準拠法」平成法政研究一八巻二号(二〇一四年)九五頁以下参照 を有する国の法 有する国の法 二○一○』試訳」同志社法学六六巻三号 (二○一四年)三三五頁以下等参照。また、その解説として、入稲福智「RomeⅢ (訳)「『離婚及び法的別居の準拠法の領域における先行統合の実施に関する二○一○年一二月二○日の理事会規則一二五九/ (b)夫婦が最後にともに常居所を有していた国の法であって、夫婦の一方が合意の締結時において、なお常居所 ①夫婦の一方が合意の締結時において国籍を有する国の法 ①法廷地法」と規定している。邦訳は、小池未来

- あることについては、Monéger, op. cit., p.174. 参照。 系書として最新版である本書を中心として引用することとしたい。) 但し、民法典第三○九条が海外領土においてなお有効で Françoise Monéger, Droit international privé, 9e édition, 2021, p.15. (以下、小稿の執筆時におけるフランス国際私法の体
- Monéger, op. cit., p.213.
- Nonéger, op. cit., p.214 et suiv.
- critique DIP 2000, p.320 et suiv. 等参照 organisés≫ en droit international privé (Propos autour de la loi du 15 novembre 1999 sur le pacte civil de solidarité, *Revue* いほか、その解消は婚姻よりもはるかに緩やかで、PACSに固有の規定が少なくない。Georges Khairallah, Les ≪partenariats PACSの成立要件は婚姻とほぼ同様で、異性間及び同性間の双方に認められ、その効果は、貞操義務に関する規定がな
- (3) Monéger, op. cit., p.158. 民法典第五一五条の七の一の詳細については、 シップの準拠法」東洋法学五四巻二号(二〇一〇年)一五三頁以下参照 拙稿「フランス国際私法における登録パートナー
- (젊) Monéger, op. cit., p.158.
- 3) Monéger, op. cit., p.166.
- 33 2017, p.143, p.154 et suiv. Petra Hammje, Le divorce par consentement mutuel extrajudiciaire et le droit international privé, Revue critique DIP
- 3) Lagarde, op. cit., p.10. さらに、西・前掲一三九頁参照。

- (35) 西·前掲一四二頁以下参照。
- (%) Lagarde, op. cit., p.11.
- 37 international privé, 19e éd., 2017, p.193 et suiv. ローマⅠ規則に依っても、 契約債務に関する規則は、伝統的に当事者自治が支配していたが、一九八○年六月一九日のローマ条約に依っても、 同様の原則の適用が確認されている。Jean-Pierre Laborde/Sandrine Sana-Chaillé de Néré、Droit
- 38 が原則となっている。Laborde/Sana-Chaillé de Néré, op. cit., p.189 et suiv. 契約外債務に関する従来の規則は、原因事実発生地法(不法行為地法)であったが、ローマⅡ規則に従い、損害発生地法
- <u>39</u> Laborde/Sana-Chaillé de Néré, op. cit., p113 もとに被相続人の常居所地法に立法管轄が与えられ、また、被相続人がその本国法を選択することが認められている。 人の住所地法であったが、二○一五年八月一七日以後、欧州連合相続規則に従い、相続分割主義は放棄され、相続統一主義の 相続に関する従来の規則は、属地主義の伝統に従い、不動産相続については不動産所在地法、 動産相続については被相続
- は、 いては、伝統的に同則主義の下に、動産物権についても目的物の所在地法によるものとされている。但し、無体財産について 有体財産と異なる規則が適用される。Laborde/Sana-Chaillé de Néré, op. cit., p185 et suiv. 物権に関しては、民法典第三条第二項が、不動産についてのみ、所在地法主義を規定しているが、フランス国際私法にお
- 41 (第二項)。 項)。しかし、現実の本拠が定款上の本拠と異なる場所に所在する場合には、第三者に対抗できないことが規定されている 民法典第一八三七条は、フランスの領域に本拠を有する会社はフランス法に服すべきことを定める一方的規定である(第
- $\widehat{42}$ 上の法制度として性質決定している。 民法典第二三二一条は、消滅時効につき、それが影響を与える権利を規律する法律に従うべきとして、時効制度を実体法
- <u>43</u> ○七○条が規定している 民事訴訟法典第四二条ないし第四八条は、 家族事件の裁判管轄権について規定しており、 また、財産事件については、第

- 44 中心として顕著である。 チア国際私法まで、欧州議会及び理事会規則やハーグ国際私法条約等の条約を立法中に援用する立法例が、とくに東欧諸国を ウクライナ国際私法から、二○一四年のモンテネグロ国際私法、二○一七年のハンガリー国際私法、二○一九年施行のクロア 改正を重ねてきたドイツ民法典施行法がその代表的な立法例であり、また、その他にも、例えば、早くは、二〇〇五年の
- 4) Monéger, op. cit., p.16.
- (4) Monéger, op. cit., p.14 et suiv.
- 2017, vol.3, p.2081(Gilles Cuniberti) Jürgen Basedow/Giesela Rühl/Franco Ferrari/Pedro de Miguel Asensio (ed.), Encyclopedia of private international law,
- (4) Basedow/Rühl/Ferrari/Asensio (ed.), op. cit., p.2081(Cuniberti)
- (4) Monéger, op. cit., p.15 et suiv.
- (S) Monéger, op. cit., p.16 et p.55.
- (5) Monéger, op. cit., p.16.
- (2) Monéger, op. cit., p.16.
- 離婚に対して、フランスが容易に理解を示そうとする気配は見られず、人道主義思想の高揚を追い風にして、承認の門を閉ざ する問題等を中心として、イスラム法上の原則とフランスの公序が相容れないことがこの条約の締結の背景に存在している。 しているように窺われる。拙稿「国際私法におけるイスラム専制離婚―フランス破棄院判決を中心として―」法学新報一一三 とにある。Si Mohamed Akhdi, Le divorce en droit international privé français et marocain, 2015, p.23. 因みに、イスラム専制 とくに、問題となっているのは、個人及び家族の権利に関する二国間の法律関係であり、この条約の目的もそれを調整するこ 一・一二号(二〇〇七年)九七頁以下。 Monéger, op. cit., p.16. 最後のフランス・モロッコ間条約について言えば、イスラム法上のいわゆる専制離婚の効力に関
- 54 フランスと国境を接する国々に限って見ても、スイス (一九八七年)、ドイツ (一九八六年)、イタリア (一九九五年)、

(二○一七年)もそれらに続いている。残るは、ルクセンブルグのみとなっている。 スペイン(一九七四年、一九八一年)、ベルギー(二○○四年)において法典化ないし改正がほぼ完了し、近時、モナコ

- (5) Sylvette Guillemard/Alain Prujiner, La codification internationale du droit international privé: un échec?, Les Cahiers de droit, vol.46, no 1-2, 2005, p.175 et suiv. においては、国際私法典を構成する個々の法律関係に関する標準的な規則が明確と なっている状況を踏まえた法典化の推進が提言されている。
- 56 構造論』(有斐閣、一九八七年)二三七頁以下参照。 アメリカ抵触法革命において導入された柔軟な抵触規則の緻密な分析については、松岡博 『国際私法における法選択規則
- (57) 櫻田嘉章『国際私法 (第七版)』(有斐閣、二○二○年) 五九頁参照
- 例えば、 de Néré, op. cit., p.172. 参照 関係法が採用されている。しかしながら、フランス国際私法においては、リヴィエール判決後も、一貫して法廷地法である。 わが国の法の適用に関する通則法第二五条、第二六条第一項、第二七条本文をも含め、多くの立法例において、夫婦の最密接 住するフランス人妻との離婚について、フランス法を適用したが、その立場は今も引き継がれている。Laborde/Sana-Chaillé 離婚や婚姻の効力について基準とされるリヴィエール判決の最後の補充的連結は法廷地法であるが、これに対して、現在 一九六一年五月一五日のタルヴィド判決(l'arrêt Tarwid)は、英国に居住するするポーランド人夫とフランスに居
- (59) 櫻田·前掲書五九頁参照。
- (60) 拙著『国際私法原論』(文眞堂、二〇一五年)二〇頁等参照。
- (61) Monéger, op. cit., p.12. 参照。